

2021年8月30日

広島県福山市神辺町川南 1110-1
株式会社サンエス
取締役専務執行役員 妹尾 均

最高裁判所の決定により当社の（株）空調服に対する勝訴判決が確定しました

平素より弊社製品をご愛顧賜り、心より感謝申し上げます。

すでにお伝えしておりますとおり、東京地方裁判所は、令和2年2月5日、（株）空調服社が当社の実用新案権を侵害した事実を認め、同社に対してフルハーネス対応型空調服（B P 5 0 0 F H、P 5 0 0 F H、K U 9 0 5 4 F、B M 5 0 0 F H、M 5 0 0 F H、K U 9 0 5 5 F）の販売差止及び損害賠償を命ずる判決をしております。

この訴訟は、当社より、実用新案権の侵害をしているフルハーネス対応型空調服の販売を控えていただくよう、お願いをしたにもかかわらず、（株）空調服社に誠意ある対応をしていただけなかったため、誠に不本意ながら提訴させていただいたものです。

一審で当社が勝訴し、これを受け、（株）空調服社は同判決を不服とし上告しました。提訴から4年以上を経て、当社の勝訴が確定しました。（一審・二審ともに当社が勝訴）

一審から最高裁まで、裁判所が一貫して当社の真摯な主張を適切に理解され、（株）空調服社の侵害に対する被害救済を認めてくださったことに、感謝しております。

当社は、これからも、皆様と共に、当社独自ブランドの空調服「空調風神服®」を育ててまいりますので、末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上